

# 有価証券報告書の訂正報告書

事業年度 自 平成18年4月1日  
(第90期) 至 平成19年3月31日

本書は金融商品取引法第24条の2第1項に基づく有価証券報告書の訂正報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して、平成19年10月29日に提出したデータに頁を付して出力・印刷したものであります。

**三井住友海上火災保険株式会社**

(551002)

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券報告書の訂正報告書

**【根拠条文】** 金融商品取引法第24条の2第1項

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 平成19年10月29日

**【事業年度】** 第90期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）

**【会社名】** 三井住友海上火災保険株式会社

**【英訳名】** Mitsui Sumitomo Insurance Company, Limited

**【代表者の役職氏名】** 取締役社長 江頭 敏 明

**【本店の所在の場所】** 東京都中央区新川二丁目27番2号

**【電話番号】** 東京(3297)1111(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 文書法務部課長 菅野 博 康

**【最寄りの連絡場所】** 東京都中央区新川二丁目27番2号

**【電話番号】** 東京(3297)1111(大代表)

**【事務連絡者氏名】** 文書法務部課長 菅野 博 康

**【縦覧に供する場所】** 当社関西総務部  
(大阪府中央区北浜4丁目5番33号)  
当社横浜支店  
(横浜市神奈川区栄町7番地1)  
当社中部総務部  
(名古屋市中区錦1丁目2番1号)  
当社神戸支店  
(神戸市中央区栄町通1丁目1番18号)  
当社千葉支店  
(千葉市中央区中央4丁目7番4号)  
当社埼玉支店  
(さいたま市大宮区東町2丁目20番地)  
株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)  
株式会社大阪証券取引所  
(大阪府中央区北浜1丁目8番16号)  
株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

1 【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年6月27日に提出いたしました第90期（自平成18年4月1日至平成19年3月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に誤りがありましたので、これを訂正するため有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第一部 企業情報

第4 提出会社の状況

6 コーポレート・ガバナンスの状況

3 【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部 【企業情報】

### 第4 【提出会社の状況】

#### 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(1) ~ (7) (略)

#### (8) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

当社では、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

(訂正後)

(1) ~ (7) (略)

#### (8) 取締役の定数

当社では、取締役は15名以内とする旨を定款に定めております。

#### (9) 取締役の選解任の決議要件

当社では、取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨を定款に定めております。なお、取締役の選任決議は、累積投票によらないものとしております。

#### (10) 株主総会決議事項を取締役会で決議することができることとした事項

当社では、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策の遂行を可能とするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

#### (11) 株主総会の特別決議要件の変更

当社では、株主総会における円滑な意思決定を行うために、会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。